

○津山圏域資源循環施設組合の議会の議員及び監査委員の費用弁償に関する条例

平成21年4月1日
津山圏域資源循環施設組合条例第9号

(目的)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条第4項の規定に基づき、津山圏域資源循環施設組合の議会の議員（以下「議員」という。）及び監査委員の費用弁償並びにその支給方法について定めることを目的とする。

(費用弁償)

第2条 議員及び監査委員が公務のため津山圏域資源循環施設組合規約（平成21年岡山県指令市第1号。以下「規約」という。）第2条の市町（以下「関係市町」という。）以外の地に旅行するときは、費用弁償として別表第1に定める額の旅費を弁償する。

2 議員及び監査委員が議会に出席又は関係市町の区域内においてその職務を行うために要した費用を弁償するときは、別表第2に定める額を支給する。

(支給方法)

第3条 この条例に定めるもののほか、費用弁償の支給方法については、津山圏域資源循環施設組合職員等の旅費に関する条例（平成21年津山圏域資源循環施設組合条例第11号）の例による。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

別表第1（第2条関係）

| 鉄道賃・船賃・車賃 | 日当 (1日につき) | 宿泊料 (1夜につき) | 食卓料 (1夜につき) |
|--|------------------------------|----------------|----------------|
| 津山圏域資源循環施設 組合職員等の旅費に関する 条例の規定に基づく額 | 県外出張 3,000 円 県内出張 1,700 円 | 14,800 円 | 3,000 円 |

備考 この表に定めるもののほか、特に必要がある場合には、航空賃を支給することができる。

別表第2（第2条関係）

| | |
|-----------|---------|
| 日当（1日当たり） | 7,100 円 |
|-----------|---------|